

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ タ

やさしい
年金講座(その42)

配偶者の加給年金について ~ 65歳になると加給年金が振替加算に切り替わる ~

Q 私は昭和17年5月1日生まれで、60歳から報酬比例部分の年金を受給し、61歳から定額部分の年金が受給開始になります。妻が65歳未満であれば加給年金が加算されるとききましたが、どのようなしくみになっているのですか？

A 厚生年金の被保険者期間が20年以上ある人が、特別支給の老齢厚生年金の定額部分、または老齢基礎年金が支給される時点で、65歳未満の配偶者がいる場合、配偶者加給年金と特別加算額が併給されます。また、配偶者が65歳になり、自分の老齢基礎年金を受給できるようになると、加給年金が振替加算に切り替わります。

配偶者が65歳になるまでは... 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある人が老齢厚生年金を受けられるようになったときに、その人によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合は、加給年金(228,600円)が加算されます。

ただし、共働きで配偶者自身も厚生年金または共済組合に20年以上加入している場合、配偶者自身の年金が受けられるようになると、加給年金は支給終了となります。

また、昭和9年4月2日以降生まれの受給者には、配偶者の加給年金額に特別加算があります。

* 配偶者の加給年金額 *

受給者の生年月日	加給年金額	特別加算の額	合計加給年金額
S 9.4.2 ~ S15.4.1	228,600円	33,700円	262,300円
S15.4.2 ~ S16.4.1	228,600円	67,500円	296,100円
S16.4.2 ~ S17.4.1	228,600円	101,300円	329,900円
S17.4.2 ~ S18.4.1	228,600円	135,000円	363,600円
S18.4.2以降	228,600円	168,700円	397,300円

* 生計維持の基準 *

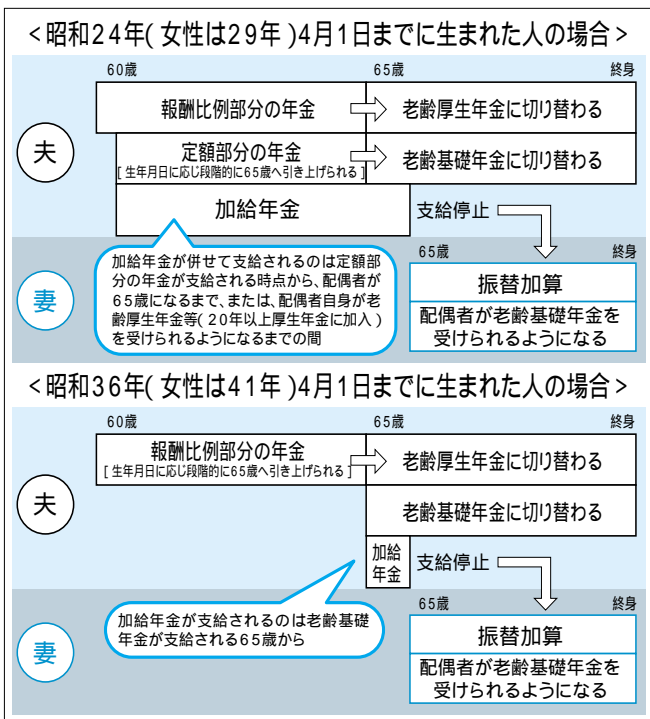
受給権を得た当時、本人と生計を同一にしていた配偶者であって、年間850万円以上の収入が、恒常的に将来にわたって得られないと認められる人。

配偶者が65歳になると... 老齢厚生年金の受給者の配偶者で加給年金の対象となっていた妻が、65歳になって自分の老齢基礎年金を受けられるようになると、夫についていた加給年金が終了し、配偶者の老齢基礎年金に振替加算が加算されます。

昭和61年4月からすべての国民が20歳から60歳になるまで公的年金に加入して、自分名義の年金を受けられるようになりましたが、昭和61年4月の段階で中高齢の年齢に達していた人は、国民年金への加入期間が短く年金額が少ないことから、夫についていた加給年金を妻に振り替えて、老齢基礎年金を底上げするのが振替加算です。

振替加算額

生年月日	振替加算額	生年月日	振替加算額
S 2年4月1日以前	228,600円	S22年4月1日以前	106,800円
S 3年4月1日以前	222,400円	S23年4月1日以前	100,600円
S 4年4月1日以前	216,500円	S24年4月1日以前	94,400円
S 5年4月1日以前	210,300円	S25年4月1日以前	88,500円
S 6年4月1日以前	204,100円	S26年4月1日以前	82,300円
S 7年4月1日以前	198,200円	S27年4月1日以前	76,100円
S 8年4月1日以前	192,000円	S28年4月1日以前	70,200円
S 9年4月1日以前	185,900円	S29年4月1日以前	64,000円
S10年4月1日以前	179,900円	S30年4月1日以前	57,800円
S11年4月1日以前	173,700円	S31年4月1日以前	51,900円
S12年4月1日以前	167,600円	S32年4月1日以前	45,700円
S13年4月1日以前	161,600円	S33年4月1日以前	39,500円
S14年4月1日以前	155,400円	S34年4月1日以前	33,600円
S15年4月1日以前	149,300円	S35年4月1日以前	27,400円
S16年4月1日以前	143,300円	S36年4月1日以前	21,300円
S17年4月1日以前	137,200円	S37年4月1日以前	15,300円
S18年4月1日以前	131,000円	S38年4月1日以前	15,300円
S19年4月1日以前	125,000円	S39年4月1日以前	15,300円
S20年4月1日以前	118,900円	S40年4月1日以前	15,300円
S21年4月1日以前	112,700円	S41年4月1日以前	15,300円



(注) 妻が厚生年金に20年以上加入し、夫が国民年金に加入していた場合は、妻の厚生年金に夫の加給年金が加算されます。